

(写)

龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第29号

龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例(平成11年龍ヶ崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

520円
1,040円

」を「

780円
1,430円

」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。